

探偵社 株式会社MR社に対して、本日、差止請求訴訟を提起しました

埼玉消費者被害をなくす会（以下、当会という）は、消費者全体の利益擁護のために差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受け、消費者契約法に基づく差止請求関係業務をおこなっています。本日、2012年10月19日午前、企業信用調査、個人信用調査を目的とする事業者である「株式会社MR社」（本社：東京都豊島区、以下、当該事業者という）に対する差止請求訴訟を東京地方裁判所民事部に提起しました。差止請求した内容は、以下のとおりです。

1. 差止の対象条項

当該事業者が定めている次の条項について差止を求めました。（差止を求めた契約条項/下段○印は、原因理由です）

(1) 調査委任契約書及び重要事項説明書の解約に関する条項

調査委任契約後、調査着手前に解約した場合、調査料金の8%の解約手数料、調査着手後の場合は、実際に稼働した調査料金と同料金の20%の解約手数料を消費者に負担させる条項。

○事業者が被る「平均的損害」を超える負担を消費者に強いるものであり、消費者契約法第9条1号により無効です。

(2) 調査委任契約書「6. 契約の解除に関する定め」で、調査期間中は、原則として調査内容を報告しないものとした規定。

○この条項は、信義則に照らして消費者の権利を不当に制限する条項であり、消費者契約法第10条により無効です。

2. 差止請求の内容

- (1) 当該事業者は、消費者との間で調査委任契約を締結するに際して、上記差止の対象条項を含む意思表示を行ってはならないこと。
- (2) 上記に記載の意思表示を内容とする条項が記載された調査委任契約書及び重要事項説明書の用紙を廃棄すること。
- (3) 当該事業者の従業員らに対して、上記に記載の意思表示を行ってはならないこと、当該条項を使用した調査委任契約を行うための事務を一切行わないようにし、同記載の調査委任契約書、重要事項説明書の用紙を全て破棄すること。

3. 差止請求訴訟までの経過

1. 当会は、2011年3月7日に同日付で当該事業者に対し「お問合せ」を書面送付しました。これに対し当該事業者から同月16日付で、当会が問い合わせをした契約書は既に変更していること、並びに条項1及び条項2の趣旨についての回答が届きました。
2. 当会は、現在の調査委任契約書について検討し、当該事業者に対し2011年10月3日に、同

日付の「再お問い合わせ」と題する書面を送付し、別紙契約条項目録の各条項の趣旨について問い合わせをしました。

3. 上記2の書面送付後、当該事業者から回答が得られなかったことから、同年12月19日、2012年2月1日に文書での回答を求める連絡文を送付したところ、当該事業者から、2011年3月16日付回答書に付け加える点はない旨の2012年2月1日付回答書が同月7日に当会に届きました。
4. 当会は、当該事業者の対応に改善が見られないことから、2012年6月7日、同日付で消費者契約法第41条に定める「差止請求書兼申入書」と題する書面において、別紙契約条項目録の各条項について使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求めましたが、これに対し、当該事業者からは何らの応答がなかったことから、今回、差止請求訴訟を提起するに至りました。

4. 本件の当事者について

原告 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司

さいたま市浦和区岸町7-11-5

原告訴訟代理人弁護士 長田 淳ほか6名

さいたま市大宮区宮町2-28 あじせんビル4階・6階

埼玉中央法律事務所 電話 048-645-2026

被告 株式会社MR 代表者代表取締役 宗方 真弓

東京都豊島区東池袋一丁目40番3号1階

5. **添付資料**：契約条項目録を別紙添付します。

6. **問合せ** 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
電話 048-844-8971 (埼玉県生協連内) 担当:事務局長 針生までお願いします。